

公害等調整委員会の動き

(令和7年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月10日	令和5年(ゲ)第13号 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第2回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
11月12日	令和5年(ゲ)第13号 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第3回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
12月3日	令和4年(セ)第4号 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件 第2回審問期日	兵庫県 西宮市

2 公害紛争に関する受付・終結事 件の概要

受付事件の概要

- 富士見市における事業所からの悪臭・大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第11号事件)

令和7年10月3日受付

本件は、申請人Aに生じた接触性皮膚炎及び頭痛並びに申請人Bに生じた急性咽頭炎、結膜炎及び頭痛等の健康被害は、被申請人が事業所

から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

- 堺市におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第8号事件)

令和7年10月6日受付

本件は、申請人に生じた心臓圧迫・不快感・不眠・疲労感、被申請人が被申請人宅に設置したヒートポンプ設備によるものである、との裁定を求めるものです。

公害等調整委員会の動き

○ 堺市における室外機及び太陽光発電設備等からの騒音・低周波音・振動による健康被害等原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第9号事件)

令和7年10月6日受付

本件は、①申請人に生じた心臓圧迫・不快感・不眠・疲労感、被申請人が設置した太陽光発電設備等によること及び②申請人宅に生じた壁のひび割れは被申請人管理住宅建設時の掘削作業・来客時のアイドリング等によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 堺市における家庭用燃料電池コージェネレーションシステムからの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第10号事件)

令和7年10月6日受付

本件は、申請人に生じた心臓圧迫・不快感・不眠・疲労感、被申請人が被申請人宅に設置した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 静岡県函南町における製麺所からの騒音による生活環境被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第12号事件)

令和7年10月22日受付

本件は、申請人に生じた就寝中の覚醒及び精神的ストレスの増加は、被申請人が事業所から発生させた騒音によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 杉並区における工事現場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第8号事件)

令和7年10月30日受付

本件は、被申請人らが解体工事に伴い、行うべき散水を行わず、土埃、コンクリート及び鉄くずの微細子を飛散させていることで、申請人にかぶれが発生し、ぜんそくを発症したことでガラガラ声になるなどの被害を受けており、逆流性食道炎も発症している、そして、アレルギー被害により服薬等するようになり、ぜんそく被害への対応として、吸入器の使用等を行っているなどとして、被申請人らに対し、慰謝料として損害賠償金162万5200円を連帯して支払うことを求めるものです。

○ 杉並区における工事現場からの粉じんによる健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第13号事件)

令和7年10月30日受付

本件は、申請人に生じたかぶれ、ぜんそく及びアレルギー症状は、被申請人らが解体工事現場より発生させた粉じんによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 東海市における製鉄所からの大気汚染による生活環境被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第14号事件)

令和7年12月11日受付

本件は、申請人が居住及び生活する愛知県東海市内における降下ばいじんは被申請人製鉄所内の鉄鉱石やコークスなどの製鉄の原材料によるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第7号事件)

① 事件の概要

令和6年9月19日、大阪府大阪市の飲食店経営会社から、総合商社及び工事請負契約を締結した建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有する建物に生じた南側隣接地にかけての傾斜は、南側隣接地にて被申請人が行った解体工事によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事と申請人が所有する建物に生じた傾斜との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年10月14日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第2号事件)

① 事件の概要

足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件は、東京都足立区の住民2人が、アクセサリ製造等会社を相手方(被申請人)として、申請人らに生じた抑うつ

状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めた事件について、職権で調停に付し(令和6年(調)第8号事件)、令和6年10月29日、調停が成立した事件です。

令和7年7月16日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、令和7年10月14日、調停条項に定められた義務を怠っているということとはできず、そのほかに、義務履行の勧告をすることが相当というべき事情も認められないとして、義務履行の勧告は行わないことを決定し、事件は終結しました。

○ 西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第2号)

① 事件の概要

令和7年3月25日、兵庫県西宮市の住民1人から、申請人宅の上階に位置する住民1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、申請人に生じた心身の不安定、難聴が悪化する被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動・低周波音によるものである、との裁定を求めるものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和7年11月27日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第13号事件・令和7年(調)第9号事件)

① 事件の概要

令和6年10月4日、徳島県阿波市の住民4人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人ら宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計330万6340円の支払を求めたものです(その後、請求金額は561万340円に変更)。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本件工場内で、

本件機械を稼働させたことによる騒音と、申請人らに生じた体調不良等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年11月6日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和7年(調)第9号事件)、裁定委員会自ら処理することとしました。

その後、1回の調停期日を開催し、同年12月4日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 能美市における工場からの大気汚染被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第4号)

① 事件の概要

令和7年5月7日、福井県福井市の住民1人(申請人)から、金属リサイクル会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、被申請人が元申請人宅の北側の場所で操業している工場に金属粉砕加工を行い、大気中に汚染物質を発生・拡散させたことにより、申請人は呼吸困難、頭痛、目の痛み、不眠、激しい虚脱感、関節痛、頻尿、尿の白濁、皮膚の上に白い粉の発生、手の平のべたつき・黄変、足爪の黄変、頭皮のべたつきの症状が出たため、避難生活を余儀なくされ、従前の生活や人間関係を喪失し、社会的信頼が損なわれたこと等により精神的苦痛を受けたこと、また、汚染物質の付着により、

元申請人宅及び家財道具が使用できなくなり汚染除去が不可能であったことからほとんどの財産を処分せざるを得なくなったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金 2023 万 3 千円の支払いを求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和 7 年 12 月 15 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 12 第 1 項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、公害紛争処理法第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委令和 7 年 (フ) 第 2 号事件)

令和 7 年 12 月 2 日受付

申請人が、香川県知事(処分庁)が行った香川県小豆郡土庄町内小部地内における岩石採取計画認可申請に対する認可処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。